

令和 9（2027）年度栃木県立特別支援学校入学者選抜実施細則について

特別支援教育課

- 1 日程について
- 2 インターネット出願に係る出願手続等及び調査書等の提出について

令和 9（2027）年度 入学者選抜日程

1 高等部

（1）特別支援学校宇都宮青葉高等学園

本検査（学力検査等）	令和 9（2027）年 1 月 14 日（木）
追検査（学力検査等）	令和 9（2027）年 1 月 21 日（木）
合格者発表	令和 9（2027）年 1 月 27 日（水）

（2）高等部（特別支援学校宇都宮青葉高等学園を除く。）及び高等部専攻科

学力検査等	令和 9（2027）年 2 月 24 日（水）
合格者発表	令和 9（2027）年 3 月 12 日（金）

2 幼稚部

面接等	令和 9（2027）年 2 月 24 日（水）
合格者発表	令和 9（2027）年 3 月 12 日（金）

インターネット出願の概要（特別支援学校宇都宮青葉高等学園）

別紙

【志願者（生徒、保護者）】

随時

利用者登録等

- 県の電子申請システムの利用者登録を行う。※メールアドレスが必要
- 栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園志願理由書及び障害があることを証明する書類を中学校に提出する（栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園志願理由書及び障害があることを証明する書類の提出時期は中学校裁量）。

R8

12.7(月)
から
12.17(木)

出願
(電子申請)

- 特別支援学校宇都宮青葉高等学園HPから電子申請フォームにアクセスし、志願者情報を入力する。また、写真（拡張子指定あり）、をアップロードする。卒業後5年以上の志願者は卒業証明書等を郵送する。
- 志願者情報等印刷画面を印刷等し、中学校に提出し、内容の確認をしてもらう。

12.17(木)
から
12.18(金)

受検票印刷

- 印刷準備完了の電子メールを特別支援学校宇都宮青葉高等学園から受信後、検査当日までに自宅等で印刷する。

R9
1.8(金)
から

本検査

- 学力検査等

1.14(木)

実施細則

【第1 特別支援学校宇都宮青葉高等学園 3 本検査における出願方法】より該当部分を抜粋

(2) 入学志願者の出願手続

イ 志願者は事前に栃木県電子申請システムの利用登録をした後、令和8(2026)年12月7日(月)午前9時から同月17日(木)午前10時までに志願先の特別支援学校宇都宮青葉高等学園のホームページからインターネット出願申請フォームにアクセスし、出願に係る志願者情報を登録し、出願手続を行う。

実施細則

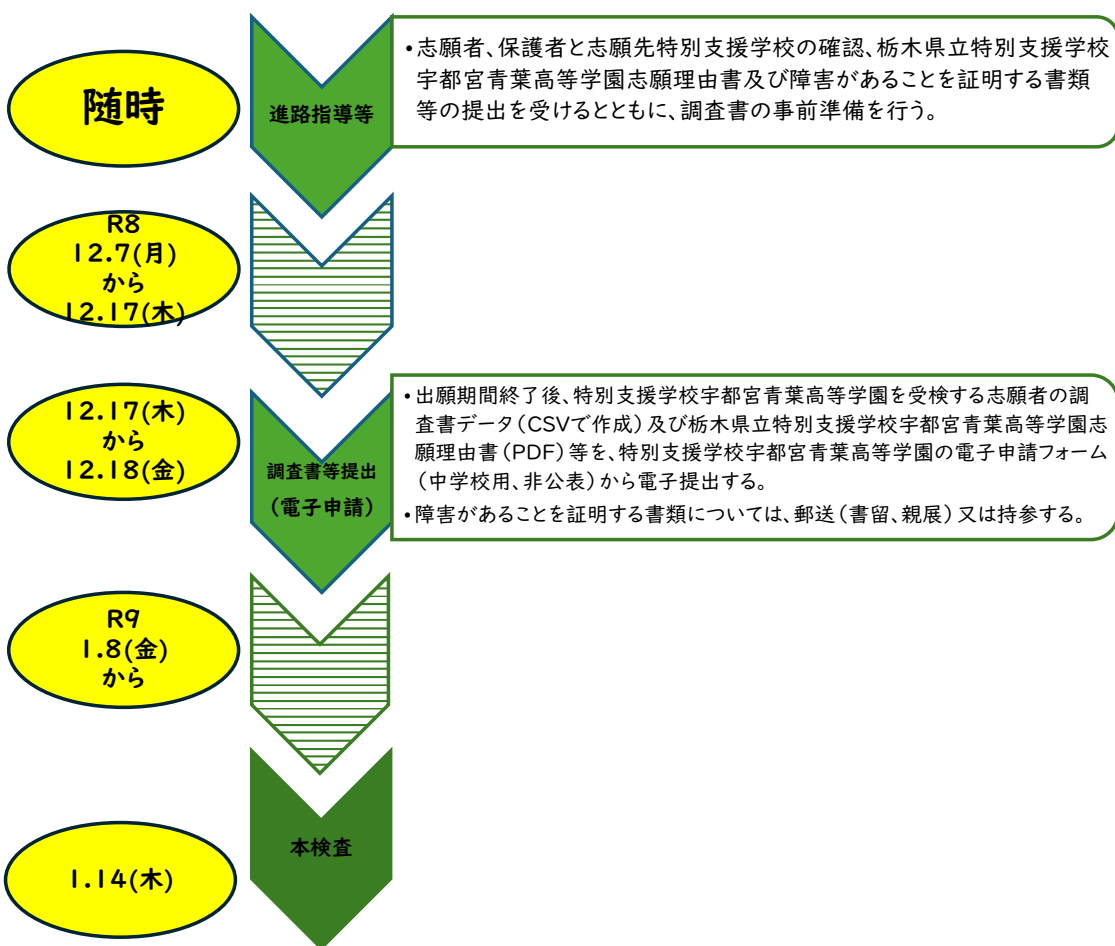
【第1 特別支援学校宇都宮青葉高等学園 3 本検査における出願方法】より該当部分を抜粋

(2) 入学志願者の出願手続

オ 志願者は、令和9(2027)年1月8日(金)午後以降、志願先の特別支援学校宇都宮青葉高等学園からの受検票印刷準備完了の電子メールを受信後、受検票(様式5(23頁))を印刷し、検査日に持参するものとする。

インターネット出願の概要（特別支援学校宇都宮青葉高等学園）

【中学校】



実施細則

【第1 特別支援学校宇都宮青葉高等学園 3本検査における出願方法】より該当部分を抜粋

(3) 中学校長の手続

イ 調査書等の提出

(ア) 中学校は、事前に栃木県電子申請システムの利用登録をした後、全ての志願者の志願者情報を確認の上、令和8(2026)年12月17日(木)正午から同月18日(金)午後3時30分までに、栃木県電子申請システム(特別支援学校宇都宮青葉高等学園の中学校用フォーム)により、調査書及び栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園志願理由書(様式12(32頁))を提出する。

(1) 中学校は、以下の書類の提出を要する場合、調査書とともに提出する。

- ・栃木県立特別支援学校高等部入学志願承認申請書(様式4-1(21頁))

ウ 障害があることを証明する書類(療育手帳の写し又は医療機関が発行する証明書(様式10(29頁))の提出

中学校は、全ての志願者の障害があることを証明する書類を確認し、厳封の上、郵送(書留・親展、令和8(2026)年12月17日必着)又は持参により、特別支援学校宇都宮青葉高等学園校長へ提出する。

令和9（2027）年度

栃木県立特別支援学校の高等部
及び幼稚部の入学者選抜実施細則
＜暫定版＞

（令和8年6月10日現在）

本実施細則は、＜暫定版＞となります。
確定版については、令和8年8月下旬に公表予定です。
本文の内容や様式等が変更になる場合がありますので、ご注意ください。

栃木県教育委員会

令和9(2027)年度 県立特別支援学校入学者選抜関係諸日程

特別支援学校宇都宮青葉高等学園		
12 月		1 月
1	火	
2	水	
3	木	
4	金	
5	土	
6	日	
7	月	出願期間
8	火	
9	水	
10	木	
11	金	
12	土	
13	日	
14	月	
15	火	
16	水	
17	木	
18	金	
19	土	
20	日	
21	月	追検査(学力検査等)
22	火	
23	水	
24	木	
25	金	
26	土	
27	日	合格者発表
28	月	
29	火	
30	水	
31	木	

高等部(特別支援学校宇都宮青葉高等学園を除く。)・高等部専攻科・幼稚部		
1 月		3 月
29	金	出願期間
30	土	
31	日	
2 月		
1	月	
2	火	
3	水	
4	木	
5	金	
6	土	
7	日	
8	月	合格者発表
9	火	
10	水	
11	木	
12	金	
13	土	
14	日	
15	月	
16	火	
17	水	
18	木	
19	金	受検票交付期間
20	土	
21	日	
22	月	
23	火	
24	水	学力検査等(高等部、高等部専攻科)面接等(幼稚部)
25	木	
26	金	
27	土	
28	日	

出願に必要な書類

[特別支援学校高等部]

・特別支援学校宇都宮青葉高等学園

作成者	提出書類	様式番号	備考
志願者	入学願書等（志願者情報）		
	障害があることを証明する書類 （療育手帳の写し又は医療機関が発行する証明書）	10	医療機関が発行する証明書については、様式10を提出する。
	栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園志願理由書	12	
	中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書	9-1	該当者のみ中学校卒業証明書とともに提出する。
中学校	調査書		
	栃木県立特別支援学校高等部入学志願承認申請書	4-1	県外からの入学志願者のみ提出する。

・特別支援学校の高等部（特別支援学校宇都宮青葉高等学園及び盲学校の高等部専攻科を除く。）

作成者	提出書類	様式番号	備考
志願者	入学願書等（志願者情報）		
	障害があることを証明する書類 （身体障害者手帳の写し若しくは療育手帳の写し又は医療機関が発行する証明書）	10	医療機関が発行する証明書については、様式10を提出する。
	中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書	9-1	該当者のみ中学校卒業証明書とともに提出する。
中学校	調査書		
	栃木県立特別支援学校高等部入学志願承認申請書	4-1	県外からの入学志願者のみ提出する。

・盲学校の高等部専攻科

作成者	提出書類	様式番号	備考
志願者	入学願書等（志願者情報）		
	障害があることを証明する書類 （身体障害者手帳の写し又は医療機関が発行する証明書）	10	医療機関が発行する証明書については、様式10を提出する。
	高等学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書	9-2	該当者のみ高等学校卒業証明書とともに提出する。
高等学校	調査書		令和9年度大学入学者選抜実施要項において示された様式を提出する。
	栃木県立盲学校高等部専攻科入学志願承認申請書	4-2	県外からの入学志願者のみ提出する。

[特別支援学校幼稚部]

作成者	提出書類	様式番号	備考
志願者	入学願書等（志願者情報）		
	障害があることを証明する書類 （身体障害者手帳の写し又は医療機関が発行する証明書）	10	医療機関が発行する証明書については、様式10を提出する。

目 次

[令和9(2027)年度栃木県立特別支援学校高等部の入学者選抜実施細則]

第1	特別支援学校宇都宮青葉高等学園について	1
1	募集	1
2	入学者選抜の期日	1
3	本検査における出願方法	1
4	本検査における選抜の方法	4
5	本検査における学力検査等の実施	4
6	本検査における入学者の選抜	4
7	合格者の発表	4
8	入学の辞退	5
9	検査得点の開示	5
10	追検査	5
第2	特別支援学校の高等部(特別支援学校宇都宮青葉高等学園及び盲学校の高等部専攻科を除く。)について	7
1	募集	7
2	入学者選抜の期日	7
3	出願方法	7
4	選抜の方法	9
5	学力検査等の実施	9
6	入学者の選抜	10
7	合格者の発表	10
8	検査得点の開示	10
9	入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置	11
第3	盲学校の高等部専攻科について	12
1	募集	12
2	入学者選抜の期日	12
3	出願方法	12
4	選抜の方法	14
5	学力検査等の実施	14
6	入学者の選抜	15
7	合格者の発表	15
8	検査得点の開示	15
9	入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置	15
別記	調査書作成の要領	16
	(様式)	21

[令和9(2027)年度栃木県立特別支援学校幼稚部の入学者選抜実施細則]

第1	募集	34
第2	入学者選抜の期日	34
第3	出願方法	34
第4	選抜の方法	35
第5	面接等の実施	35
第6	入学者の選抜	35
第7	合格者の発表	35
第8	入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置	35

(様式)	-----	37
資料 1	栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜の方針 -----	40
資料 2	栃木県立特別支援学校における幼稚部、高等部及び高等部専攻科設置校の概要 ----	40
資料 3	学校教育法施行令（抜粋） -----	41

令和9（2027）年度栃木県立特別支援学校 高等部の入学者選抜実施細則

令和9（2027）年度栃木県立特別支援学校高等部の入学者の選抜は、この実施細則の定めるところとする。

第1 特別支援学校宇都宮青葉高等学園について

1 募集

(1) 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

(2) 入学志願資格

特別支援学校宇都宮青葉高等学園に入学を志願することのできる者は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に掲げる障害の程度が軽度の知的障害者のうち、公共交通機関等により自力通学が可能な者であり、かつ、原則として保護者とともに県内に居住する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

ア 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を修了した者

イ 令和9（2027）年3月31日までに中学校を卒業又は修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当し、又は令和9（2027）年3月31日までに該当する見込みの者

(3) 県外からの入学志願者の取扱い

県外からの入学志願者については、一家転住等その理由が正当であると認められ、保護者が令和9（2027）年4月8日までに県内に居住予定である場合に出願を受け付けるものとする。

2 入学者選抜の期日

入学者選抜の期日は、次のとおりとする。

事項	期日	
出願期間	令和8（2026）年12月7日（月）～12月17日（木）	
受検票交付期間	令和9（2027）年1月8日（金）～1月12日（火）	
本検査（学力検査等）	令和9（2027）年1月14日（木）	
追検査	申請手続	令和9（2027）年1月18日（月）
	学力検査等	令和9（2027）年1月21日（木）
合格者発表	令和9（2027）年1月27日（水）	

3 本検査における出願方法

(1) 出願

入学志願者は、在学又は出身中学校長を経由して特別支援学校宇都宮青葉高等学園校長への手続を行う。ただし、中学校卒業後5年以上を経過した者（令和3（2021）年3月以前の卒業）は、志願者本人が、特別支援学校宇都宮青葉高等学園校長への手続を行う。

(2) 入学志願者の出願手続

ア 出願に必要な書類は、次の5種類とする。

(ア) 入学願書

栃木県電子申請システムにより提出する。（特別支援学校宇都宮青葉高等学園の志願者用フォーム）

(イ) 調査書

栃木県電子申請システムにより提出する。（特別支援学校宇都宮青葉高等学園の中学校用フォーム）

(ウ) 障害があることを証明する書類（療育手帳の写し又は医療機関が発行する証明書（様式10（29頁））

中学校を通して提出する。

(エ) 栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園志願理由書（様式12（32頁））

中学校を通して提出する。

(オ) その他必要な書類

原則、栃木県電子申請システムにより提出する。（特別支援学校宇都宮青葉高等学園の志願者・中学校用フォーム）

イ 志願者は事前に栃木県電子申請システムの利用登録をした後、令和8（2026）年12月7日（月）午前9時から同月17日（木）午前10時までに志願先の特別支援学校宇都宮青葉高等学園のホームページからインターネット出願申請フォームにアクセスし、出願に係る志願者情報を登録し、出願手続を行う。

なお、志願者の写真については、正面上半身脱帽で当該年度の9月1日以降に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。

ウ 入学志願者のうち、中学校卒業後5年以上を経過した者は、志願者情報の登録後、「栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園志願理由書」に替えて、「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」（様式9-1（27頁））及び「中学校卒業証明書」を提出する。なお、「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」は、志願者本人が記入し、「中学校卒業証明書」及び「障害があることを証明する書類」とともに、厳封の上、郵送（書留・親展、令和8（2026）年12月17日必着）により、特別支援学校宇都宮青葉高等学園校長へ提出する。

なお、志願先の特別支援学校宇都宮青葉高等学園へ持参により直接提出することもできるが、その際は、志願先の特別支援学校宇都宮青葉高等学園に事前連絡の上、提出するものとする。提出期間は、上記イで示した期間（ただし、土、日、祝日を除く。）とし、受付時間は、午前9時から午後3時30分まで（最終日は午前10時まで）とする。

エ 志願者は、志願者情報の登録後、中学校長に志願先の特別支援学校宇都宮青葉高等学園への調査書の提出を依頼する。ただし、志願者のうち、中学校卒業後5年以上を経過した者は、調査書の提出を要しない。

オ 志願者は、令和9（2027）年1月8日（金）午後以降、志願先の特別支援学校宇都宮青葉高等学園からの受検票印刷準備完了の電子メールを受信後、受検票（様式5（23頁））を印刷し、検査当日に持参するものとする。

(3) 中学校長の手続

ア 調査書の作成

中学校は、校長を委員長とする調査書作成委員会を設置し、調査書を作成するものとする。また、調査書の作成については、別記「調査書作成の要領」（16頁）に従うものとする。

イ 調査書等の提出

(ア) 中学校は、事前に栃木県電子申請システムの利用登録をした後、全ての志願者の志願

情報を確認の上、令和 8（2026）年12月17日（木）正午から同月18日（金）午後 3 時30分までに、栃木県電子申請システム（特別支援学校宇都宮青葉高等学園の中学校用フォーム）により、調査書及び「栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園志願理由書（様式 12（32頁））」を提出する。

(イ) 中学校は、以下の書類の提出を要する場合、調査書とともに提出する。

・栃木県立特別支援学校高等部入学志願承認申請書（様式 4－1（21頁））

(ウ) 中学校卒業後 5 年以上を経過した志願者（令和 3（2021）年 3 月以前の卒業）については、志願者本人が志願先の特別支援学校宇都宮青葉高等学園に必要な書類を直接提出することとし、「調査書」の提出は要しない。

ウ 障害があることを証明する書類（療育手帳の写し又は医療機関が発行する証明書（様式 10（29頁））の提出

中学校は、全ての志願者の障害があることを証明する書類を確認し、厳封の上、郵送（書留・親展、令和 8（2026）年12月17日必着）又は持参により、特別支援学校宇都宮青葉高等学園校長へ提出する。

エ 県外からの出願

県外からの出願については、「栃木県立特別支援学校高等部入学志願承認申請書」（様式 4－1（21頁））を添付するものとする。また、「調査書」の作成及び提出は本県の方法によるものとする。

(4) 特別支援学校長の処理

ア 出願期間における処理

特別支援学校宇都宮青葉高等学園は、中学校又は中学校卒業後 5 年以上を経過した志願者等から出願に要する書類の持参による提出があった場合、「受領証」（様式 11－1（30頁））を交付するものとする。

イ 出願期間終了後における処理

特別支援学校宇都宮青葉高等学園校長は、出願期間終了後、志願者情報及びその他必要な書類を確認する。なお、それらに不備があった場合には中学校に問い合わせるものとする。

ウ 中学校卒業後 5 年以上を経過した志願者（令和 3（2021）年 3 月以前の卒業）の必要書類の処理

受検者本人から「中学校卒業後 5 年以上を経過した志願者の志願理由書」「中学校卒業証明書」等の提出があった際は、記載漏れがないかどうかを確認した上で受理する。

エ 調査書及び障害があることを証明する書類等の提出に係る処理

特別支援学校宇都宮青葉高等学園校長は、各中学校から調査書及び障害があることを証明する書類等の提出を受け、志願者情報と調査書等の照合を行う。なお、不備があった場合には中学校に問い合わせるものとする。

オ 受検票の交付

特別支援学校宇都宮青葉高等学園は志願者情報と調査書等の照合後、全ての志願者に受検番号を付し、令和 9（2027）年 1 月 8 日（金）午後以降、志願者に受検票印刷準備完了の電子メールを送信する。電子メールの送信をもって受検票（様式 5（23頁））の交付とする。

(5) 受検の際に配慮が必要な受検者について

障害や病気等によって、一般の受検者と同等の条件で受検が困難な受検者がいる場合、中学校長は志願者の氏名、障害や病気等の状況について事前に出願先の特別支援学校長に連絡する。特別支援学校長は、保健室等の他の適当な場所で受検させるなど配慮をする。

(6) 受検辞退

出願者が受検を辞退する場合は、在学又は出身中学校長を経由して「受検辞退届」（様式 8（26頁））を速やかに出願先の特別支援学校長あて提出する。

4 本検査における選抜の方法

(1) 学力検査

ア 教科

学力検査は、国語及び数学について行う。

イ 配点

配点は、検査教科それぞれについて100点とする。

(2) 作業能力検査

ア 内容

机上での事務作業等を通して、指示を理解する力、正確に遂行する力などをみる。

イ 配点

配点は、200点とする。

(3) 面接

5 本検査における学力検査等の実施

(1) 検査期日

令和 9（2027）年 1 月 14 日（木）

(2) 検査等日程

集合時刻は午前 8 時 50 分とする。

学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	9 : 20 ~ 9 : 50	10 : 05 ~ 10 : 35
教科	国 語	数 学

作業能力検査及び面接の時間帯等については、別に定める。

(3) 検査場

学力検査等の検査場は出願先の特別支援学校宇都宮青葉高等学園とする。

6 本検査における入学者の選抜

(1) 選抜委員会の設置

特別支援学校は、校長を委員長とする選抜委員会を設置するものとする。

(2) 入学者の選抜

ア 入学者の選抜は、「栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜の方針」（資料 1（40頁））にのっとり、公正に行うものとする。

イ 入学者の選抜は、調査書その他必要な書類、学力検査の成績、作業能力検査の結果、面接の結果等を資料として総合的に行うものとする。また、「中学校卒業後 5 年以上を経過した志願者の志願理由書」（様式 9 - 1（27頁））が提出された場合には、これを選抜のための資料に加える。

7 合格者の発表

(1) 日時

合格者の発表は、令和 9（2027）年 1 月 27 日（水）午前 10 時とする。

(2) 発表の方法

合格者の発表は、当該特別支援学校に掲示するほか、合格者に対し「合格通知書」（様式13（33頁））を交付する。その際、合格者は「受検票」を提示する。

なお、令和9（2027）年1月27日（水）午前11時以降、合格者受検番号一覧を栃木県教育委員会のホームページに掲載する。掲載期間は、同月28日（木）正午までとする。

8 入学の辞退

(1) 合格者が、やむを得ない事情により入学を辞退する場合は、在学又は出身中学校長を經由して「入学辞退届」（様式7（26頁））を1月28日（木）までに特別支援学校宇都宮青葉高等学園校長あて提出する。なお、1月29日（金）以降においても、保護者の転勤等のやむを得ない理由で入学を辞退する場合は、速やかに「入学辞退届」を提出する。

(2) 合格者のうち、1月28日（木）までに「入学辞退届」を提出しない者は、県立高等学校及び県立特別支援学校には出願できない。

9 検査得点の開示

(1) 受検者のうち、学力検査の各教科の得点、作業能力検査の得点及び合計点の開示を希望する者は、1月28日（木）から2月26日（金）までの日（ただし、土、日、祝日を除く。時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時30分までとする。）に、特別支援学校宇都宮青葉高等学園において開示の請求を口頭で行い、受検者本人の得点を記した個票の交付を受けられることができる。その際は、「受検票」を提示する。

(2) 請求を受けた特別支援学校宇都宮青葉高等学園は「受検票」と栃木県電子申請システム（特別支援学校宇都宮青葉高等学園の志願者用フォーム）による志願者情報を照合して本人であることを確認の上、当該受検者の分について開示する。

10 追検査

(1) 対象者

本検査に出願した者のうち、各種感染症や月経随伴症状に伴う重篤な症状を呈する者など、本人に帰責されない合理的な事由により、本検査当日に別室での受検ができなかった者で、かつ、追検査の受検を希望する者。

(2) 申請手続

(ア) 志願者が、上記の事由により本検査を受検できないことが判明した場合、本検査当日の午後4時までに中学校長をを通じて県教育委員会事務局に事前連絡する。

連絡先 県教育委員会事務局特別支援教育課企画推進担当 028-623-3381

(イ) 追検査を希望する場合は、中学校長を經由して令和9（2027）年1月18日（月）午後4時までに、中学校長を經由して、本検査の出願先の特別支援学校宇都宮青葉高等学園校長まで追検査申請書（様式7（25頁））に医師の診断書等を添えて申請する。

また、追検査を希望しない場合は、中学校長を經由して令和9（2027）年1月18日（月）午後4時までに、受検辞退届（様式8（26頁））を志願先の特別支援学校宇都宮青葉高等学園校長に提出する。

(3) 選抜の方法

本検査に準ずる。

なお、学力検査等は本検査と同程度の問題を用いて実施する。

(4) 入学者の選抜

本検査に準ずる。

なお、特別支援学校宇都宮青葉高等学園の募集定員に含め、本検査と併せて合格者を発表する。

(5) 追検査における検査得点の開示

第1の8（5頁）と同様とする。

第2 特別支援学校の高等部（特別支援学校宇都宮青葉高等学園及び盲学校の高等部専攻科を除く。） について

1 募集

(1) 募集定員

第1の1の(1)（1頁）と同様とする。

(2) 入学志願資格

特別支援学校の高等部に入学を志願することのできる者は、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3の表に掲げる程度の者のうち、原則として保護者とともに県内に居住する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

ア 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を修了した者

イ 令和9（2027）年3月31日までに中学校を卒業又は修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当し、又は令和9（2027）年3月31日までに該当する見込みの者

(3) 県外からの入学志願者の取扱い

第1の1の(3)（1頁）と同様とする。

2 入学者選抜の期日

入学者選抜の期日は、次のとおりとする。

事 項	期 日
出願期間	令和9（2027）年1月29日（金）～2月8日（月）
受検票交付期間	令和9（2027）年2月19日（金）～2月23日（火）
学力検査等	令和9（2027）年2月24日（水）
合格者発表	令和9（2027）年3月12日（金）

3 出願方法

(1) 出願

入学志願者は、在学又は出身中学校長を経由して志願先の特別支援学校長への手続を行う。ただし、中学校卒業後5年以上を経過した者（令和3（2021）年3月以前の卒業）は、志願者本人が、志願先の特別支援学校長への手続を行う。

なお、入学志願者は、特別支援学校の高等部及び県立高等学校全日制課程を通じて1校に限り出願するものとする。

(2) 入学志願者の出願手続

ア 出願に必要な書類は、次の4種類とする。

(ア) 入学願書

栃木県電子申請システムにより提出する。（志願先の特別支援学校の志願者用フォーム）

(イ) 調査書

栃木県電子申請システムにより提出する。（志願先の特別支援学校の中学校用フォーム）

(ウ) 障害があることを証明する書類（身体障害者手帳の写し若しくは療育手帳の写し又は医療機関が発行する証明書（様式10（29頁））

中学校を通して提出する。

(エ) その他必要な書類

原則、栃木県電子申請システムにより提出する。(各特別支援学校の志願者用又は中学校用フォーム)

イ 志願者は事前に栃木県電子申請システムの利用登録をした後、令和9(2027)年1月29日(金)午前9時から2月8日(月)午前10時までに志願先の特別支援学校のホームページからインターネット出願申請フォームにアクセスし、出願に係る志願者情報を登録し、出願手続を行う。

ウ 入学志願者のうち、中学校卒業後5年以上を経過した者は、志願者情報の登録後、「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」(様式9-1(27頁))及び「中学校卒業証明書」を提出する。なお、「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」は、志願者本人若しくは保護者が記入し、「中学校卒業証明書」及び「障害があることを証明する書類」とともに、厳封の上、郵送(書留・親展、令和9(2027)年2月8日必着)により、志願先の特別支援学校長へ提出する。

なお、志願先の特別支援学校へ持参により直接提出することもできるが、その際は、志願先の特別支援学校に事前連絡の上、提出するものとする。提出期間は、上記イで示した期間(ただし、土、日、祝日を除く。)とし、受付時間は、午前9時から午後3時30分まで(最終日は午前10時まで)とする。

エ 志願者は、志願者情報の登録後、中学校長に志願先の特別支援学校への調査書の提出を依頼する。ただし、志願者のうち、中学校卒業後5年以上を経過した者は、調査書の提出を要しない。

オ 志願者は、令和9(2027)年2月19日(金)午後以降、志願先の特別支援学校からの受検票印刷準備完了の電子メールを受信後、受検票を印刷し、検査当日に持参するものとする。

(3) 中学校長の手続

ア 調査書の作成

第1の3の(3)のア(2頁)と同様とする。

イ 調査書等の提出

(ア) 中学校は、事前に栃木県電子申請システムの利用登録をした後、全ての志願者の志願情報を確認の上、令和9(2027)年2月12日(金)正午から同月15日(月)午後3時30分までに、栃木県電子申請システム(各特別支援学校の中学校用フォーム)により、調査書を提出する。

(イ) 中学校は、以下の書類の提出を要する場合、調査書とともに提出する。

・栃木県立特別支援学校高等部入学志願承認申請書(様式4-1(21頁))

(ウ) 中学校卒業後5年以上を経過した志願者(令和3(2021)年3月以前の卒業)については、第1の3の(3)のイの(ウ)(3頁)と同様とする。

ウ 障害があることを証明する書類(療育手帳の写し又は医療機関が発行する証明書(様式10(29頁)))の提出

中学校は、全ての志願者の障害があることを証明する書類を確認し、厳封の上、郵送(書留・親展、令和9(2027)年2月8日必着)又は持参により、志願先の特別支援学校長へ提出する。

エ 県外からの出願

県外からの出願については、「栃木県立特別支援学校高等部入学志願承認申請書」(様式4-1(21頁))を添付するものとする。また、「調査書」の作成及び提出は本県の方法に

よるものとする。

(4) 特別支援学校長の処理

ア 出願期間における処理

特別支援学校は、中学校又は中学校卒業後5年以上を経過した志願者等から出願に要する書類の持参による提出があった場合、「受領証」(様式11-1(30頁))を交付するものとする。

イ 出願期間終了後における処理

特別支援学校長は、出願期間終了後、志願者情報及びその他必要な書類を確認する。なお、それらに不備があった場合には中学校に問い合わせるものとする。

ウ 中学校卒業後5年以上を経過した志願者(令和3(2021)年3月以前の卒業)の必要書類の処理

第1の3の(4)のイ(3頁)と同様とする。

エ 調査書及び障害があることを証明する書類等の提出に係る処理

第1の3の(4)のウ(3頁)と同様とする。

オ 受検票の交付

特別支援学校宇都宮青葉高等学園は志願者情報と調査書等の照合後、全ての志願者に受検番号を付し、令和9(2027)年2月19日(金)午後以降、志願者に受検票印刷準備完了の電子メールを送信する。電子メールの送信をもって受検票(様式5(23頁))の交付とする。

(5) 受検の際に配慮が必要な受検者について

第1の3の(5)(3頁)と同様とする。

(6) 受検辞退

第1の3の(6)と(4頁)同様とする。

4 選抜の方法

(1) 学力検査

ア 教科

(ア) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)について行う。

(イ) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、国語及び数学について行う。

イ 配点

第1の4の(1)のイ(4頁)と同様とする。

(2) その他必要な検査

ア 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、校長が必要と認める検査について、各特別支援学校において定めるものとする。

イ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、作業能力検査を行う。

(3) 面接

(4) 特別支援学校長は、特別な事情があると認めるときは、学力検査、その他必要な検査、面接の一部を免除することができる。

5 学力検査等の実施

(1) 検査期日

令和9（2027）年2月24日（水）

(2) 検査等日程

ア 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

集合時刻は午前8時50分とする。

学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	9：30～10：00	10：10～10：40	10：50～11：20	11：30～12：00	13：00～13：30
教科	国語	社会	数学	理科	英語

面接の時間帯等については、別に定める。

イ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

集合時刻は午前8時50分とする。

学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	9：30～9：45	9：50～10：05
教科	国語	数学

作業能力検査及び面接の時間帯等については、別に定める。

ウ 4の(4)（9頁）により学力検査等の一部を免除する受検者の検査等日程については、各特別支援学校において定めるものとする。

(3) 検査場

学力検査等の検査場は出願先の特別支援学校とする。

6 入学者の選抜

(1) 選抜委員会の設置

第1の6の(1)と同様とする。

(2) 入学者の選抜

ア 入学者の選抜は、「栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜の方針」（資料1（40頁））にのっとり、公正に行うものとする。

イ 入学者の選抜は、調査書その他必要な書類、学力検査の成績その他必要な検査の結果、面接の結果等を資料として総合的に行うものとする。また、「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」（様式9-1（27頁））が提出された場合には、これを選抜のための資料に加える。

7 合格者の発表

(1) 日時

合格者の発表は、令和9（2027）年3月12日（金）午前10時とする。

(2) 発表の方法

合格者の発表は、当該特別支援学校に掲示するほか、合格者に対し「合格通知書」（様式6（24頁））を交付する。その際、合格者は「受検票」を提示する。

なお、令和9（2027）年3月12日（金）午前11時以降、合格者受検番号一覧を栃木県教育委員会のホームページに掲載する。掲載期間は、同月15日（月）正午までとする。

8 検査得点の開示

(1) 受検者のうち、学力検査の各教科の得点及び合計点の開示を希望する者は、3月15日（月）から4月9日（金）までの日（ただし、土、日、祝日を除く。時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時30分までとする。）に、受検先の特別支援学校において開示の請求

を口頭で行い、受検者本人の得点を記した個票の交付を受けることができる。その際は、「受検票」を提示する。

- (2) 請求を受けた特別支援学校は「受検票」と栃木県電子申請システム（志願先の特別支援学校の志願者用フォーム）による志願者情報を照合して本人であることを確認の上、当該受検者の分について開示する。

9 入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置

特別の事情等により受検できなかった者については、下記にしたがって特別な措置を講ずる。

(1) 特別の事情等

転居、家庭の事情、施設入所等の都合により、願書の受付期間に間に合わなかった場合、又は正規の入学者選抜を受検できなかった場合

(2) 入学者の選抜

入学させる人員に余裕のある場合、以下により特別に入学者選抜を行う。

ア 出願及び入学者選抜等については、当該特別支援学校長が適切な日を定める。

イ 入学者選抜については、6の(1)、(2)に準じて行うものとする。

(3) 合格者の発表

当該特別支援学校長は、入学者選抜実施後速やかに合格者を発表する。

第3 盲学校の高等部専攻科について

1 募集

(1) 募集定員

第1の1の(1)（1頁）と同様とする。

(2) 入学志願資格

盲学校の高等部専攻科に入学を志願することのできる者は、学校教育法施行令第22条の3の表に掲げる障害の程度の視覚障害者のうち、原則として保護者とともに県内に居住する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

ア 令和9（2027）年3月31日までに高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校（以下「高等学校」という。）を卒業又は卒業する見込みの者

イ 学校教育法施行規則第150条各号のいずれかに該当し、又は令和9（2027）年3月31日までに該当する見込みの者

(3) 県外からの入学志願者の取扱い

第1の1の(3)（1頁）と同様とする。

2 入学者選抜の期日

入学者選抜の期日は、次のとおりとする。

事 項	期 日
出願期間	令和9（2027）年1月29日（金）～2月8日（月）
受検票交付期間	令和9（2027）年2月19日（金）～2月23日（火）
学力検査等	令和9（2027）年2月24日（水）
合格者発表	令和9（2027）年3月12日（金）

3 出願方法

(1) 出願

入学志願者は、在学又は出身高等学校長を経由して盲学校長への手続を行う。ただし、高等学校卒業後5年以上を経過した者（令和3（2021）年3月以前の卒業）は、志願者本人が、盲学校長への手続を行う。

(2) 入学志願者の出願手続

ア 出願に必要な書類は、次の4種類とする。

(ア) 入学願書

栃木県電子申請システムにより提出する。（盲学校高等部専攻科の志願者用フォーム）

(イ) 調査書

栃木県電子申請システムにより提出する。（盲学校高等部専攻科の高等学校用フォーム）

(ウ) 障害があることを証明する書類（身体障害者手帳の写し又は医療機関が発行する証明書（様式10（29頁）））

高等学校を通して提出する。

(エ) その他必要な書類

原則、栃木県電子申請システムにより提出する。（盲学校高等部専攻科の志願者・高等学校用フォーム）

イ 志願者は事前に栃木県電子申請システムの利用登録をした後、令和9（2027）年1月29日

(金) 午前9時から2月8日(月) 午前10時までに盲学校のホームページからインターネット出願申請フォームにアクセスし、出願に係る志願者情報を登録し、出願手続を行う。

なお、志願者の写真については、正面上半身脱帽で当該年度の9月1日以降に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。

ウ 入学志願者のうち、高等学校卒業後5年以上を経過した者は、志願者情報を登録後、「高等学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」(様式9-2(28頁))及び「高等学校卒業証明書」を提出する。なお、「高等学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」は、志願者本人若しくは保護者が記入し、「高等学校卒業証明書」及び「障害があることを証明する書類」とともに、厳封の上、郵送(書留・親展、令和9(2027)年2月8日必着)により、盲学校長へ提出する。

なお、志願先の盲学校へ持参により直接提出することもできるが、その際は、志願先の盲学校に事前連絡の上、提出するものとする。提出期間は、上記イで示した期間(土、日、祝日を除く。)とし、受付時間は、午前9時から午後3時30分まで(最終日は午前10時まで)とする。

エ 志願者は、志願者情報の登録後、高等学校長に志願先の盲学校への調査書の提出を依頼する。ただし、志願者のうち、高等学校卒業後5年以上を経過した者は、調査書の提出を要しない。

オ 志願者は、令和9(2027)年2月19日(金) 午後以降、志願先の盲学校からの受検票印刷準備完了の電子メールを受信後、受検票(様式5(23頁))を印刷し、検査当日に持参するものとする。

(3) 高等学校長の手続

ア 調査書の作成

高等学校は、校長を委員長とする調査書作成委員会を設置し、調査書を作成するものとする。

イ 調査書等の提出

(ア) 高等学校は、事前に栃木県電子申請システムの利用登録をした後、全ての志願者の志願情報を確認の上、令和9(2027)年2月12日(金) 正午から同月15日(月) 午後3時30分までに、栃木県電子申請システム(盲学校の高等学校用フォーム)により、調査書を提出する。

(イ) 高等学校は、以下の書類の提出を要する場合、調査書とともに提出する。

・栃木県立盲学校高等部専攻科入学志願承認申請書(様式4-2(22頁))

(ウ) 高等学校卒業後5年以上を経過した志願者(令和3(2021)年3月以前の卒業)については、志願者本人が志願先の盲学校に必要な書類を直接提出することとし、「調査書」の提出は要しない。

ウ 障害があることを証明する書類(身体障害者手帳の写し又は医療機関が発行する証明書(様式10(29頁)))の提出

高等学校は、全ての志願者の障害があることを証明する書類を確認し、厳封の上、郵送(書留・親展、令和9(2027)年2月8日必着)又は持参により、志願先の特別支援学校長へ提出する。

エ 県外からの出願

県外からの出願については、「栃木県立盲学校高等部専攻科入学志願承認申請書」(様式4-2(22頁))を添付するものとする。また、「調査書」の作成及び提出は本県の方法によるものとする。

(4) 盲学校長の処理

ア 出願期間における処理

盲学校長は、高等学校又は高等学校卒業後5年以上を経過した志願者等から出願に要する書類の持参による提出があった場合、「受領証」(様式11-2(31頁))を交付するものとする。

イ 出願期間終了後における処理

盲学校長は、出願期間終了後、志願者情報及びその他必要な書類を確認する。なお、それらに不備があった場合には高等学校に問い合わせるものとする。

ウ 高等学校卒業後5年以上を経過した志願者(令和3(2021)年3月以前の卒業)の必要書類の処理

受検者本人から「高等学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」「卒業証明書」等の提出があった際は、記載漏れがないかどうかを確認した上で受理する。

エ 調査書及び障害があることを証明する書類等の提出に係る処理

盲学校長は、各高等学校から調査書及び障害があることを証明する書類等の提出を受け、志願者情報と調査書等の照合を行う。なお、不備があった場合には高等学校に問い合わせるものとする。

オ 受検票の交付

盲学校は志願者情報と調査書等の照合後、全ての志願者に受検番号を付し、令和9(2027)年2月19日(金)以降、志願者に受検票印刷準備完了の電子メールを送信する。電子メールの送信をもって受検票(様式5(23頁))の交付とする。

(5) 受検の際に配慮が必要な受検者について

障害や病気等によって、一般の受検者と同等の条件で受検が困難な受検者がいる場合、高等学校長は志願者の氏名、障害や病気等の状況について事前に盲学校長に連絡する。盲学校長は、保健室等の他の適当な場所で受検させるなど配慮をする。

(6) 受検辞退

出願者が受検を辞退する場合は、在学又は出身高等学校長を経由して「受検辞退届」(様式8(26頁))を速やかに盲学校長あて提出する。

4 選抜の方法

(1) 学力検査

ア 教科

国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)について行う。

イ 配点

配点は、検査教科全体で100点とする。

(2) その他必要な検査

校長が必要と認める検査について、盲学校において定めるものとする。

(3) 面接

5 学力検査等の実施

(1) 検査期日

令和9(2027)年2月24日(水)

(2) 検査等日程

集合時刻は午前8時50分とする。
学力検査等の日程は、別に定める。

- (3) 検査場
第2の5の(3) (10頁)と同様とする。

6 入学者の選抜

- (1) 選抜委員会の設置

第1の6の(1)と同様とする。

- (2) 入学者の選抜

ア 入学者の選抜は、「栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜の方針(資料1 (40頁))」にのっとり、公正に行うものとする。

イ 入学者の選抜は、調査書その他必要な書類、学力検査の成績、その他必要な検査の結果、面接の結果等を資料として総合的に行うものとする。また、「高等学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」(様式9-2 (28頁))が提出された場合には、これを選抜のための資料に加える。

7 合格者の発表

- (1) 日時

合格者の発表は、令和9(2027)年3月12日(金)午前10時とする。

- (2) 発表の方法

第2の7の(2) (10頁)と同様とする。

8 検査得点の開示

- (1) 受検者のうち、学力検査の得点の開示を希望する者は、3月15日(月)から4月9日(金)までの日(ただし、土、日、祝日を除く。時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時30分までとする。)に、盲学校において開示の請求を口頭で行い、受検者本人の得点を記した個票の交付を受けることができる。その際は、「受検票」を提示する。

- (2) 請求を受けた盲学校は「受検票」と栃木県電子申請システム(盲学校の志願者用フォーム)による志願者情報を照合して本人であることを確認の上、当該受検者の分について開示する。

9 入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置

第2の9 (11頁)と同様とする。

別記 調査書作成の要領

- 1 中学校は、校長を委員長とする調査書作成委員会を設置するものとする。
- 2 中学校は、出願先特別支援学校ごとに志願する生徒の「調査書一覧」を作成し、栃木県電子申請システム（申請フォーム）から、CSV形式により提出するものとする。
なお、調査書の内容項目および電子データ提出時の順番（列A～）は以下のとおりとする。

(1) 対象①

- ・中学校、義務教育学校、中等教育学校
- ・視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校（通常の学級）

A 中学校等名	Y 美術2年評定	AW 行動の記録 健康・体力の向上
B 出願学校	Z 美術3年評定	AX 行動の記録 自主・自律
C 志望学科	AA 保健体育1年評定	AY 行動の記録 責任感
D 受検者氏名	AB 保健体育2年評定	AZ 行動の記録 創意工夫
E (氏名の) ふりがな	AC 保健体育3年評定	BA 行動の記録 思いやり・協力
F 生年月日	AD 技術・家庭1年評定	BB 行動の記録 生命尊重・自然愛護
G 性別	AE 技術・家庭2年評定	BC 行動の記録 勤労・奉仕
H 卒業・卒業見込み	AF 技術・家庭3年評定	BD 行動の記録 公正・公平
I 国語1年評定	AG 外国語1年評定	BE 行動の記録 公共心・公德心
J 国語2年評定	AH 外国語2年評定	BF 特別活動の記録 学級活動1年
K 国語3年評定	AI 外国語3年評定	BG 特別活動の記録 学級活動2年
L 社会1年評定	AJ ■■■■	BH 特別活動の記録 学級活動3年
M 社会2年評定	AK ■■■■	BI 特別活動の記録 生徒会活動1年
N 社会3年評定	AL ■■■■	BJ 特別活動の記録 生徒会活動2年
O 数学1年評定	AM ■■■■	BK 特別活動の記録 生徒会活動3年
P 数学2年評定	AN ■■■■	BL 特別活動の記録 学校行事1年
Q 数学3年評定	AO ■■■■	BM 特別活動の記録 学校行事2年
R 理科1年評定	AP ■■■■	BN 特別活動の記録 学校行事3年
S 理科2年評定	AQ ■■■■	BO 特別活動の記録 特記事項
T 理科3年評定	AR 自立活動の記録	BP その他参考となる諸事項等の記録
U 音楽1年評定	AS 総合的な学習の時間の記録1年	BQ 新体力テスト
V 音楽2年評定	AT 総合的な学習の時間の記録2年	BR 障害の状況
W 音楽3年評定	AU 総合的な学習の時間の記録3年	
X 美術1年評定	AV 行動の記録 基本的な生活習慣	

※ ■■■■ には、「0」を入力する。

(2) 対象②

- ・知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
- ・視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校（重複障害学級）

A	中学校等名	Y	■■■■■	AW	行動の記録 健康・体力の向上
B	出願学校	Z	■■■■■	AX	行動の記録 自主・自律
C	志望学科	AA	■■■■■	AY	行動の記録 責任感
D	受検者氏名	AB	■■■■■	AZ	行動の記録 創意工夫
E	(氏名の) ふりがな	AC	■■■■■	BA	行動の記録 思いやり・協力
F	生年月日	AD	■■■■■	BB	行動の記録 生命尊重・自然愛護
G	性別	AE	■■■■■	BC	行動の記録 勤労・奉仕
H	卒業・卒業見込み	AF	■■■■■	BD	行動の記録 公正・公平
I	■■■■■	AG	■■■■■	BE	行動の記録 公共心・公德心
J	■■■■■	AH	■■■■■	BF	特別活動の記録 学級活動1年
K	■■■■■	AI	■■■■■	BG	特別活動の記録 学級活動2年
L	■■■■■	AJ	国語	BH	特別活動の記録 学級活動3年
M	■■■■■	AK	社会	BI	特別活動の記録 生徒会活動1年
N	■■■■■	AL	数学	BJ	特別活動の記録 生徒会活動2年
O	■■■■■	AM	理科	BK	特別活動の記録 生徒会活動3年
P	■■■■■	AN	音楽	BL	特別活動の記録 学校行事1年
Q	■■■■■	AO	美術	BM	特別活動の記録 学校行事2年
R	■■■■■	AP	保健体育	BN	特別活動の記録 学校行事3年
S	■■■■■	AQ	職業・家庭	BO	特別活動の記録 特記事項
T	■■■■■	AR	自立活動の記録	BP	その他参考となる諸事項等の記録
U	■■■■■	AS	総合的な学習の時間の記録1年	BQ	新体力テスト
V	■■■■■	AT	総合的な学習の時間の記録2年	BR	障害の状況
W	■■■■■	AU	総合的な学習の時間の記録3年		
X	■■■■■	AV	行動の記録 基本的な生活習慣		

※ ■■■■■ には、「0」を入力する。

- 3 「中学校等名」は、正式名称を記入する。
- 4 「出願学校」は、正式名称を記入する。
- 5 「志望学科」は、志望する学科名を記入する。
- 6 「受検者氏名」は、生徒指導要録の記載どおりに記入する。
- 7 「(氏名の) ふりがな」は、全角ひらがなで記入し、姓と名の間に半角スペースを挿入する。
- 8 「生年月日」は、生徒指導要録の記載どおりに記入する。
なお、元号表記、西暦表記のいずれの記入でも差し支えない。
- 9 「性別」は「男」又は「女」と記入する。

- 10 「卒業・卒業見込み」は、卒業又は卒業見込みの年月日を生徒指導要録の記載どおりに記入する。なお、元号表記、西暦表記のいずれの記入でも差し支えない。
- 11 「各教科の学習の記録」の記入に当たっては、次のとおりとする。
- (1) 対象①
- ア 第1、第2学年の評定は、生徒指導要録の記載どおりに5段階法で記入する。
- イ 第3学年の評定は、生徒指導要録の評定方法に従い、年間を見通して5段階法で記入する。
- ウ 評定は、半角数字で記入する。
- エ 選択教科を実施した中学校においては、「その他参考となる諸事項等の記録」の欄に、冒頭に「・」を付け教科名、評定を記入する。評定は、第1学年、第2学年、第3学年の順で記入する。
- (記入例) ・英会話 (4・4・5)
- (2) 対象②
- ア 各教科について、下記記入例を参考にして、学習の内容及び評価を文章で簡潔に記入する。
- (記入例) 国語 …… 平仮名を正しく使用して、日記や連絡ノートを書くことができた。
- 12 「自立活動の記録」は、生徒指導要録の評価方法に従い、文章で記入する。
- 13 「総合的な学習の時間の記録」の記入に当たっては、次のとおりとする。
- (1) 生徒指導要録の評価方法に従い、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などに、その特徴を記入する等、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で記入する。
- (2) 文字数は250字を上限とする。
- 14 「行動の記録」の各項目の記入に当たっては、次のとおりとする。
- (1) 第3学年について、生徒指導要録の評価方法に従い、年間を見通して記入する。
- (2) 各項目の趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合に、○印を記入する。その他の場合には空欄とせず、半角数字0を記入する。
- 15 「特別活動の記録」の「学級活動」、「生徒会活動」、「学校行事」の記入に当たっては、次のとおりとする。
- (1) 生徒指導要録の評価方法に従い、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合に、半角数字1を記入する。その他の場合には空欄とせず、半角数字0を記入する。
- (2) 第1学年、第2学年は、生徒指導要録の記載どおりに記入する。
- (3) 第3学年は、年間を見通して記入する。
- 16 「特別活動の記録」の「特記事項」の記入に当たっては、次のとおりとする。
- (1) 特別活動において、リーダーとして活躍している場合について記入する。
- (2) 記入事項の冒頭に「・」を付け、名称、活動状況等、年・月の順に記載し、名称、活動状況等、年・月の間は半角スペースを挿入する。記入に当たっては10事項を上限とし、記入事項が変わるごとにセル内で改行する。
- (3) 記入のない場合は空欄とせず、半角数字0を記入する。
- (記入例) ・生徒会活動 生徒会長 R8.4～R9.3
- なお、記入する範囲は次のとおりとする。

リーダー的活動	学級活動（委員長、副委員長） 生徒会活動（生徒会長、副会長、書記、会計、各種委員会の委員長、副委員長） 学校行事（実行委員長、実行副委員長）
---------	--

17 「その他参考となる諸事項等の記録」の記入に当たっては、次のとおりとする。

(1) 次の教育課程外の学校教育活動及び学校教育以外の諸活動について記入する。なお、部活動については、部活動の地域展開に係る地域クラブ活動を含む。

ア 部活動等において、リーダーとして活躍している場合について記入する。

イ 「学術的、芸術的、体育的活動」について、中学校在籍中に県大会・県コンクールに入賞・入選以上のものについて記入する。

ウ その他の教科学習以外の活動（特別活動を除く）における優れた点や特技等について記入する。

エ 学校教育以外の諸活動（例えば、市町村教育委員会主催の青少年教育活動、青少年団体活動等）における継続的な活動及び部活動の地域展開に係る地域クラブ活動、個人参加の大会等における優れた成績等について記入する。

(2) 記入事項の冒頭に「・」を付け、名称、活動状況等、年・月の順に記載し、名称、活動状況等、年・月の間は半角スペースを挿入する。記入に当たっては10事項を上限とし、記入事項が変わるごとにセル内で改行する。

(3) 記入のない場合は空欄とせず、半角数字0を記入する。

（記入例）・部活動 サッカー部長 R7.8～R8.7

・全国中学校作文コンクール 文部科学大臣賞 R7.11

・関東中学校陸上競技大会 100m 2位 R8.8

なお、記入する範囲は次のとおりとする。

リーダー的活動	部活動等（部長、副部長）
学 術 的 活 動	栃木県理科研究展覧会・発表会 日本学生科学賞栃木県展覧会 栃木県児童生徒発明工夫展覧会 全国中学校作品コンクール 全国中学校作文コンクール 読書感想文コンクール 栃木県中学校英語スピーチコンテスト 等
芸 術 的 活 動	教育祭（芸術祭） 学校音楽祭 教育書道展覧会 全国教育美術展 等
体 育 的 活 動	全国中学校各種大会、関東中学校各種大会 栃木県中学校総合体育大会 栃木県中学校新人体育大会 等
市町村教育委員会等 主催の青少年教育活動	少年教室 青少年地域活動

	(ふるさと活動、仲間づくり、ボランティア活動 等) 自然体験活動 スポーツ教室 等
青少年団体活動	単位子ども会 ボーイスカウト ガールスカウト 等
その他の教育的活動 (優れた成績等)	部活動の地域展開に係る地域クラブ活動 スポーツ少年団、道場(柔道、剣道等)、スポーツクラブ(スイミング、テニス等) 音楽・美術・書道教室 英語検定(3級以上)、珠算検定(3級以上) チームとちぎジュニア選手、エクセレントジュニア 等

18 「新体力テストの記録」の記入に当たっては、次のとおりとする。

(1) 第3学年において実施した新体力テストの総合評価を記入する。

(2) 第3学年において、新体力テストを実施していない場合は、第2学年又は第1学年時の総合評価を記入し、「(第2学年時)」又は「(第1学年時)」と書き加える。

(3) 3学年をとおして実施していない場合は、「未実施」と記入する。

19 「障害の状況」は、障害名、疾病名、障害部位、IQ等について、下記記入例を参考にして簡潔に記入する。

(記入例)

- | |
|---|
| <input type="radio"/> 視覚障害
小眼球、矯正視力 [右(0.1)・左(0.01)]
<input type="radio"/> 知的障害
IQ 55 [田中ビネー(検査年月日)]、自閉症
<input type="radio"/> 肢体不自由
脳性まひ、四肢まひ、車いす使用 |
|---|

20 過年度の卒業者については、次のとおりとする。

(1) 令和4(2022)年3月以降の卒業者

作成に当たっては、上記1から19に準ずる。

(2) 令和3(2021)年3月以前の卒業者(中学校卒業後5年以上を経過した志願者)

「調査書」の提出は必要ないが、「中学校卒業証明書」及び「中学校卒業後5年以上を経過した志願者の志願理由書」を志願者本人若しくは保護者が志願先特別支援学校長に提出する。

栃木県立特別支援学校高等部入学志願承認申請書

令和 年 月 日

栃木県立

校長 様

保護者氏名

住 所

入学志願者氏名

生 年 月 日

住 所

連絡先（電話番号）

令和

卒業見込み

平成

年

月

日

昭和

卒

業

下記理由により貴校に入学志願させたいので、御承認くださるようお願いいたします。

- 1 転居先
- 2 転居予定期日
- 3 理由
- 4 理由を証明する添付書類名

上記の理由に相違なく、また、令和9（2027）年度の入学志願に当たっては、貴校以外のいかなる公立特別支援学校高等部及び公立高等学校にも出願しないことを証明する。

令和 年 月 日

中学校名

校長氏名

職印

（注）ア 理由はできるだけ具体的に記入する。

イ 本申請書に、転勤についての所属長の証明など、理由を証明する書類を添付する。

ウ 「元号」及び「卒業見込み・卒業」は該当するものを○で囲む。

栃木県立盲学校高等部専攻科入学志願承認申請書

令和 年 月 日

栃木県立盲学校長 様

保護者等氏名

住 所

入学志願者氏名

生 年 月 日

住 所

連絡先（電話番号）

令和

卒業見込み

平成 年 月 日

昭和

卒 業

下記理由により貴校に入学志願したいので、御承認くださるようお願いします。

- 1 転居先
- 2 転居予定期日
- 3 理由
- 4 理由を証明する添付書類名

上記の理由に相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

高等学校名

校長氏名

職印

(注) ア 理由はできるだけ具体的に記入する。

イ 本申請書に、転勤についての所属長の証明など、理由を証明する書類を添付する。

ウ 「元号」及び「卒業見込み・卒業」は該当するものを○で囲む。

合 格 通 知 書

受検番号 _____

氏 名 _____

あなたは、令和 _____ 年度栃木県立 _____ 入学者選抜の結果、
本校高等部 _____ 科に合格したので通知します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

学校長

職印

追検査受検申請書

令和9年 月 日

栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園校長 様

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____

下記の理由により、追検査の受検を申請します。

受 検 番 号	
申 請 理 由	

上記のことを了知しております。

令和9年 月 日

中学校名 _____

校長氏名 _____

職印

受 検 辞 退 届

令和 年 月 日

栃木県立

校長 様

出 願 者 氏 名

保 護 者 等 氏 名

住 所

志 望 科 名

下記の理由により受検を辞退いたします。

(理 由)

上記のことを了知しております。

学 校 名

校長氏名

職 印

中学校卒業後 5 年以上を経過した志願者の志願理由書

令和 年 月 日

栃木県立

校長 様

現 住 所

生 年 月 日

平 成

年 月 日生(満 歳)

昭 和

志願者氏名

(代筆者氏名

(続柄等))

志願した理由

- (注) 1 この志願理由書は志願者本人が記入してください。障害の状況により、志願者本人による記入が難しい場合は、保護者の方などが代筆してください。記入に当たっては、黒又は青の万年筆あるいはボールペンを使用してください。
- 2 「生年月日」の元号は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 必要事項を記入した後、厳封の上、志願者本人が他の必要書類とともに、志願先の特別支援学校長に直接提出してください。その際、封筒の表に、志願者氏名を記入してください。
- 4 勤務している場合は、勤務等の状況も記入してください。

証 明 書

現 住 所

氏 名

令和
生年月日 平成 年 月 日生
昭和

障害名 _____

障害の状況：

特別支援学校（知的障害）を志願する者は、発達検査の結果等（他機関で行われた検査結果も含む）を添付してください。

上記のとおり証明します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師氏名

印

(注) 「生年月日」の元号は、該当するものを○で囲んでください。

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">受付番号</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> </tr> </table>	受付番号		受 領 書										
受付番号													
<p>提出のあった書類について、受領しました。</p>	<div style="border: 1px dotted black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center; margin: 5px;">特別支援学校収受印</p> </div>												
栃木県立	校長												
----- キ リ ト リ -----													
※ 特別支援学校保管用													
令和 年 月 日													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">受付番号</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> </tr> </table>	受付番号												
受付番号													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%; text-align: center;">書類の種類</th> <th style="width: 15%; text-align: center;">提出</th> <th style="width: 25%; text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中学校卒業証明書</td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td>中学校卒業後5年を経過した志願者の志願理由書(様式9-1)</td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td>障害があることを証明する書類(様式10)</td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> </tbody> </table>		書類の種類	提出	備考	中学校卒業証明書			中学校卒業後5年を経過した志願者の志願理由書(様式9-1)			障害があることを証明する書類(様式10)		
書類の種類	提出	備考											
中学校卒業証明書													
中学校卒業後5年を経過した志願者の志願理由書(様式9-1)													
障害があることを証明する書類(様式10)													

- (注) 1 本様式は、次のア、イのいずれかに該当し、必要な書類を持参により直接提出した志願者に交付するものとする。
- ア 中学校(障害があることを証明する書類を持参により提出した場合)
 - イ 中学校卒業後5年以上を経過した志願者
- 2 特別支援学校は、受付番号を記入し、提出書類を確認した上で提出の欄にチェック(✓)を施す。その後、収受印を施し、キリトリ線で切り離した上で、受領書を志願者に交付する。

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">受付番号</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> </tr> </table>	受付番号		<h2 style="margin: 0;">受 領 書</h2>										
受付番号													
<p>提出のあった書類について、受領しました。</p>	<div style="border: 1px dashed black; width: 150px; height: 100px; margin: auto; text-align: center; padding: 5px;"> 盲学校収受印 </div>												
栃木県立盲学校長													
----- キ リ ト リ -----													
※ 盲学校保管用													
令和 年 月 日													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">受付番号</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> </tr> </table>	受付番号												
受付番号													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 65%; text-align: center;">書類の種類</th> <th style="width: 15%; text-align: center;">提出</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校卒業証明書</td> <td style="text-align: center;"> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>高等学校卒業後5年を経過した志願者の志願理由書(様式9-2)</td> <td style="text-align: center;"> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>障害があることを証明する書類(様式10)</td> <td style="text-align: center;"> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>		書類の種類	提出	備考	高等学校卒業証明書			高等学校卒業後5年を経過した志願者の志願理由書(様式9-2)			障害があることを証明する書類(様式10)		
書類の種類	提出	備考											
高等学校卒業証明書													
高等学校卒業後5年を経過した志願者の志願理由書(様式9-2)													
障害があることを証明する書類(様式10)													

- (注) 1 本様式は、次のア、イのいずれかに該当し、必要な書類を持参により直接提出した志願者に交付するものとする。
- ア 高等学校(障害があることを証明する書類を持参により提出した場合)
 - イ 高等学校卒業後5年以上を経過した志願者
- 2 盲学校は、受付番号を記入し、提出書類を確認した上で提出の欄にチェック(✓)を施す。その後、収受印を施し、キリトリ線で切り離した上で、受領書を志願者に交付する。

じゅけんばんごう 受 検 番 号	※
---------------------	---

とちぎけんりつとくべつしえんがっこううつのみやあおほこうとうがくえんしがんりゆうしよ
栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園志願理由書

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

とちぎけんりつとくべつしえんがっこううつのみやあおほこうとうがくえんこうちようさま
栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園 校長 様

ちゅうがっこうめい
中 学 校 名 _____

し めい
氏 名 _____

がっこうじゅけんするりゆうと、にゅうがくごどりよくしたいことは次のとおりです。

- (注) 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 この志願理由書は、志願者本人が記入してください。記入に当たっては、黒
または青の万年筆あるいはボールペンを使用してください。
- また、志願者本人が鉛筆で記入したもののコピーによる提出も可とします。
ただし、その際には、氏名の欄については、コピーしたものに自署してください。

入学辞退届

令和 年 月 日

栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園 校長 様

出願者氏名

保護者氏名

住 所

志 望 科 名

下記の理由により入学を辞退いたします。

(理 由)

上記のことを了知しております。

中学校名

校 長 名

職 印

令和9（2027）年度栃木県立特別支援学校 幼稚部の入学者選抜実施細則

令和9（2027）年度栃木県立特別支援学校幼稚部の入学者の選抜は、この実施細則の定めるとおりとする。

第1 募集

1 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

2 入学志願資格

盲学校又は聾学校の幼稚部に入学を志願することのできる者は、学校教育法施行令第22条の3の表に掲げる障害の程度の視覚障害者又は聴覚障害者のうち、原則として保護者とともに県内に居住する者であって、令和3（2021）年4月2日から令和6（2024）年4月1日までに生まれた幼児とする。

第2 入学者選抜の期日

入学者選抜の期日は、次のとおりとする。

事 項	期 日
出願期間	令和9（2027）年1月29日（金）～2月8日（月）
受検票交付期間	令和9（2027）年2月19日（金）～2月23日（火）
面接等	令和9（2027）年2月24日（水）
合格者発表	令和9（2027）年3月12日（金）

第3 出願方法

1 出願

(1) 出願に必要な書類は、保護者が直接志願先の特別支援学校長への手続きを行う。
なお、提出する書類は、次の2種類とする。

ア 入学願書

栃木県電子申請システムにより提出する。（志願先の特別支援学校の志願者用フォーム）

イ 障害があることを証明する書類（身体障害者手帳の写し又は医療機関が発行する証明書（様式10（29頁）））

保護者が郵送（書留・親展、令和9（2027）年2月8日必着）又は持参により、志願先の特別支援学校長へ提出する。

2 特別支援学校長の処理

(1) 出願期間における処理

特別支援学校長は、保護者から出願に要する書類の持参による提出があった場合、「受領証」（様式3（39頁））を交付するものとする。

(2) 出願期間終了後における処理

特別支援学校長は、出願期間終了後、志願者情報及びその他必要な書類を確認する。なお、それらに不備があった場合には保護者に問い合わせるものとする。

(3) 受検票の交付

特別支援学校長は志願者情報と障害があることを証明する書類の照合後、全ての志願者に受検番号を付し、令和9（2027）年2月19日（金）以降、志願者に受検票印刷準備完了の電子メールを送信する。電子メールの送信をもって受検票（様式1（37頁））の交付とする。

第4 選抜の方法

1 面接

2 必要な検査

校長が必要と認める検査について、各特別支援学校において定めるものとする。

第5 面接等の実施

1 期日

令和9（2027）年2月24日（水）

2 日程

集合時刻及び面接等の日程は、別に定める。

3 会場

面接等の会場は出願先の特別支援学校とする。

第6 入学者の選抜

1 選抜委員会の設置

特別支援学校は、校長を委員長とする選抜委員会を設置するものとする。

2 入学者の選抜

(1) 入学者の選抜は、「栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜の方針」（資料1（40頁））にのっとり、公正に行うものとする。

(2) 入学者の選抜は、面接及び必要な検査の結果等を資料として総合的に行うものとする。

第7 合格者の発表

1 日時

合格者の発表は、令和9（2027）年3月12日（金）午前10時とする。

2 発表の方法

合格者の発表は、当該特別支援学校に掲示するほか、合格者の保護者に対し「合格通知書」（様式2（38頁））を交付する。その際、合格者の保護者は「受検票」を提示する。

なお、令和9（2027）年3月12日（金）午前11時以降、合格者受検番号一覧を栃木県教育委員会のホームページに掲載する。掲載期間は、同月15日（月）正午までとする。

第8 入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置

特別の事情等により受検できなかった者については、下記にしたがって特別な措置を講ずる。

1 特別の事情等

- (1) 出願期間に間に合わなかった場合
- (2) 年度途中において、特別支援学校の幼稚部の対象と判断された場合

2 入学者の選抜

- (1) 出願及び入学者選抜等については、当該特別支援学校長が適切な日を定める。
- (2) 入学者選抜については、第6の1、2に準じて行うものとする。

3 合格者の発表

当該特別支援学校長は、入学者選抜実施後速やかに合格者を発表する。

様式1

令和9(2027)年度栃木県立特別支援学校幼稚部入学者選抜

受 検 票

受検番号	
------	--

写真
正面上半身脱帽 当該年度の9月1日 以降に撮影したもの カラー、白黒いずれ も可

ふりがな	
氏 名	

栃木県立〇学校長 ○○ ○○



切り取り線

合 格 通 知 書

受検番号 _____

氏 名 _____

あなたは、令和 _____ 年度栃木県立 _____ 学校入学者選抜の結果、
本校幼稚部に合格したので通知します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

学校長

職印

様式3（幼稚部用）

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">受付番号</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> </tr> </table>	受付番号		<h2 style="margin: 0;">受 領 書</h2>				
受付番号							
<p>提出のあった書類について、受領しました。</p>	<div style="border: 1px dashed black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center; margin: 5px;">特別支援学校収受印</p> </div>						
<p>栃木県立 校長</p>							
<p>----- キ リ ト リ -----</p>							
<p>※ 特別支援学校保管用</p>							
<p>令和 年 月 日</p>							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">受付番号</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> </tr> </table>	受付番号						
受付番号							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%; padding: 5px;">書類の種類</th> <th style="width: 15%; padding: 5px;">提出</th> <th style="width: 25%; padding: 5px;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">障害があることを証明する書類（様式10）</td> <td style="width: 15px;"> </td> <td style="width: 15px;"> </td> </tr> </tbody> </table>		書類の種類	提出	備考	障害があることを証明する書類（様式10）		
書類の種類	提出	備考					
障害があることを証明する書類（様式10）							

- (注) 1 本様式は、「障害があることを証明する書類」を持参により直接提出した保護者に交付すものとする。
- 2 特別支援学校は、受付番号を記入し、提出書類を確認した上で提出の欄にチェック（✓）を施す。その後、収受印を施し、キリトリ線で切り離れた上で、受領書を志願者に交付する。

資料1

栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜の方針

- 1 特別支援教育の普及及びその機会均等の精神にのっとり、志願者のなるべく多数を入学させるものとする。
- 2 高等部の入学者の選抜は、調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績、面接その他必要な検査の結果等を資料として行うものとする。
- 3 幼稚部の入学者の選抜は、面接その他必要な検査の結果等を資料として行うものとする。

付 記

- 1 この選抜の方針は、平成28年度入学者選抜から適用する。

資料2

栃木県立特別支援学校における幼稚部、高等部及び高等部専攻科設置校の概要

学 校 名	対 象 者	学 部	区 分	所 在 地 (T E L)
県 立 盲 学 校	視 覚 障 害 者	幼稚部	3・4・5歳児	〒321-0342 宇都宮市福岡町1297 (028-652-2331)
		高等部	普 通 科	
			保健医療科	
		高等部 専攻科	保健医療科 理 療 科	
県 立 聾 学 校	聴 覚 障 害 者	幼稚部	3・4・5歳児	〒320-0072 宇都宮市若草2-3-48 (028-622-3910)
		高等部	普 通 科	
			情 報 機 械 科 生 活 技 術 科	
県立のぞわ特別支援学校	肢体不自由者	高等部	普 通 科	〒321-0973 宇都宮市岩曾町1177-2 (028-689-2655)
県立富屋特別支援学校	知的障害者	高等部	普 通 科	〒321-2116 宇都宮市徳次郎町39-1 (028-665-2281)
県立岡本特別支援学校	病 弱 者	高等部	普 通 科	〒329-1104 宇都宮市下岡本町2160 (028-673-3456)
県立特別支援学校 宇都宮青葉高等学園	知的障害者	高等部	職 業 科	〒320-8506 宇都宮市京町9-32 (028-639-2080)
県立今市特別支援学校	知的障害者	高等部	普 通 科	〒321-1264 日光市瀬尾1640-22 (0288-22-6417)
県立国分寺特別支援学校	知的障害者	高等部	普 通 科	〒329-0412 下野市柴6-2 (0285-44-5121)
県立栃木特別支援学校	知的障害者 肢体不自由者	高等部	普 通 科	〒328-0067 栃木市皆川城内町1053 (0282-24-7575)
県立足利特別支援学校	病 弱 者	高等部	普 通 科	〒326-0011 足利市大沼田町619-1 (0284-91-1110)
県立足利中央特別支援学校	知的障害者	高等部	普 通 科	〒326-0005 足利市大月町871-3 (0284-41-1185)
県立益子特別支援学校	知的障害者	高等部	普 通 科	〒321-4106 益子町七井3650 (0285-72-4915)
県立那須特別支援学校	知的障害者	高等部	普 通 科	〒329-2712 那須塩原市下永田8-7 (0287-36-4570)
県立南那須特別支援学校	知的障害者	高等部	普 通 科	〒321-0532 那須烏山市藤田1181-152 (0287-88-7571)

資料3

学校教育法施行令（抜粋）

第2章 視覚障害者等の障害の程度

第22条の3 法第七十五条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	障 害 の 程 度
視 覚 障 害 者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識不可能又は著しく困難な程度のもの
聴 覚 障 害 者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知 的 障 害 者	1 知的発達の変滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の変滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢 体 不 自 由 者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病 弱 者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備 考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

問 合 せ 先

栃 木 県 教 育 委 員 会 事 務 局

特 別 支 援 教 育 課 企 画 推 進 担 当

所 在 地 〒 3 2 0 - 8 5 0 1

栃 木 県 宇 都 宮 市 塙 田 1 丁 目 1 番 2 0 号

電 話 0 2 8 (6 2 3) 3 3 8 1

入学者選抜に関する情報

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m05/nyugakusyassenbatsu/tokubetsushienmyugakusyassenbatsu.html>

